

名古屋柳城短期大学 公的研究費補助金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋柳城短期大学（以下、本学という。）における専任教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）に関し、手続等の取扱いの適正な運営・管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、文部科学省及び他省等公的機関が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員で、第1項及び前項に掲げる研究費補助金を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

4 この規程において、「経理規程」とは、「学校法人柳城学院経理規程」を、「旅費規程」とは、「名古屋柳城短期大学旅費規程」をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施あたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

2 研究代表者等は、研究のために収集又は作成した資料・情報・データ等（以下、「研究データ等」という。）を当該研究発表後10年間保存しなければならない。また、必要に応じ研究データを開示しなければならない。研究データ等の保存期間、開示に定めがある場合には、関係諸法令又は学内の諸規則に従わなければならない。

3 研究代表者等は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反等の不正行為を行ってはならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、短大事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、競争的資金等の運営・管理について最高管理責任者を

補佐し、統括する実質的責任を負うものとする。

(公募の申請)

第6条 公募要領により競争的資金等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、研究代表者等は教学部教務課に遅滞なく届出るものとする。

(競争的資金等の経理事務の委任)

第7条 研究代表者等は、競争的資金等の交付内定(継続分を含む。)を受けたときは、その経理に関する事務を、経理課長に委任したものとみなす。

2 前項の経理事務の委任があったときは、経理課長は事務局経理課員にその旨通知し、次条に規定する事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第8条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を管轄する官庁の定める取扱い規程等並びに経理規程、旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

(競争的資金等の預託)

第9条 競争的資金等の受入れ口座は、交付者が指定する名義の口座とする。

(間接経費の本学への譲渡)

第10条 研究代表者等は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

2 間接経費の経理事務は、競争的資金等の取扱いに準ずる。

(競争的資金等により取得した設備等の寄付手続等)

第11条 競争的資金等により設備・備品として購入した物品及び図書は、購入後直ちに大学に寄付するものとする。

(設備等の管理の委任等)

第12条 設備等の管理責任を研究代表者等が負うこととされている設備等を取得したときは、当該設備等を取得したときに、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

2 研究代表者等は、研究実施に当たり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を総務課長に、図書の管理に関する事務を図書館長に、委任することができる。

なお、研究代表者等は、設備等の管理事務を委任したときは、使用責任者として責務を果たすものとする。

(管理帳簿への記録)

第13条 前条第1項に掲げる設備等を取得したときは、経理規程に準じ、固定資産管理台帳及び図書台帳に記録しなければならない。

(研究代表者等の管理する物品の減価償却の方法)

第14条 第12条第1項に規定する設備等は、経理規程に準じて減価償却を行うものとする。

(事故等の報告)

第15条 研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨総務部長に報告しなければならない。

(公的研究費補助金の管理・運営に関わる構成員に提出を求める誓約書)

第16条 公的研究費補助金の管理・運営に関わる研究代表者及び事務職員は、最高管理責任者に対し本学規程の遵守、不正を行わないこと、不正を行った場合には本学並びに配分機関の処分及び法的な責任を負担することを記載した誓約書を毎年度提出するものとする。なお、管理・運営に関わる事務職員とは総務部長、教務課専任職員、経理課専任職員、図書館専任職員、総務課専任職員を云う。

(誓約書の様式)

第17条 第16条の誓約書様式は、様式1のとおり定める。

(取引業へ提出を求める誓約書)

第18条 本学は公的研究費補助金に係る物品取引を行う業者に対し、取引実績等を考慮したうえで誓約書の提出を求める。

(誓約書の様式)

第19条 第18条の誓約書様式は、様式2のとおり定める。

(不正通報・告発時の取り扱い)

第20条 告発等を受けた場合は、受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに当該調査の要否を文部科学省及び配分機関へ報告する。これらの業務の責任者は副学長とする。

2 調査の実施が決定した場合は、その決定の日から14日以内に調査を開始する。

(不正の通報・告発・相談窓口)

第21条 本学に取引業者等の外部からと本学内部からの不正の通報・告発・相談を受ける窓口を設置する。これら通報等の受付窓口は総務部長とする。

(調査委員会の設置)

第22条 不正通報・告発があった場合は調査委員会を設置する。調査委員会は本学、監査法人、顧問弁護士及び監事から構成する。

2 調査委員会に委員長一人を置き、副学長をもって充てる。委員は1項に掲げられた構成をもって充てるが、外部有識者が全体の半数以上になるよう、かつ、構成員全員が告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないよう配慮して構成員を定めなければならない。

3 告発者及び被告発者は、調査委員会の構成について、調査委員長に対して14日以内に異議申立てができる。

4 委員長は調査委員会を代表し、その業務を統括する。

5 調査委員会は不正行為に係る事実の調査を実施し、最高管理責任者に対し、原則として、告発の受付から30日以内に中間報告を、かつ、120日以内に最

終報告を行う。

- 6 調査委員会は、必要に応じ調査中における被告発者に対し、研究費の使用停止を命ずることができる。
- 7 調査委員会は調査の結果から、不正の有無及び不正の内容、関与した者と関与の度合い、不正使用相当額等について認定する。
- 8 告発受付の業務及び調査委員会業務に携わった者は、告発者と被告発者の氏名等、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏らしてはならない。

(配分機関への報告等)

第23条 本学は、調査委員会の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

- 2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告できるものとする。
- 3 調査委員会は告発者、調査対象者及びその関係者等に対して資料の提出、説明、その他必要な協力を求めることができる。この場合、協力を求められた側は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、調査に協力し、事実について真実を述べるものとする。

(最終報告書の提出)

第24条 本学は告発の受付から120日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を文部科学省及び配分機関に提出する。期限まで調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を文部科学省及び配分機関に提出することとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為を認定した場合は速やかに調査結果を公表しなければならない。公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属(又は職業)、その内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法及び手順が含まなければならない。また、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められるときは、必要に応じて調査結果を公表する。

(不服申立て)

第25条 告発者及び被告発者は、調査委員会の調査結果について不服がある場合には、結果通知を受けた日から14日以内に不服申立てをすることができる。

- 2 調査委員会は不服申し立てがあった事実を文部科学省及び配分機関に報告する。
- 3 調査委員会は不服申し立てに対して再調査が必要との決定を下した場合、その旨を文部科学省及び配分機関に報告するとともに、14日以内に再調

査を開始し、開始後、50日以内に調査結果を最高管理責任者に提出する。

- 4 調査委員会は、再調査の結果が出た場合、あるいは不服申し立てを却下するとの決定した下した場合は、その内容を文部科学省及び配分機関に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第26条 総括管理責任者の下にコンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は総務部長とする。コンプライアンス推進責任者は総括管理責任者の指示の下、不正防止対策を実施し、実施状況を総括管理責任者へ報告するとともに、競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、構成員が適切に競争的資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(定めのない事項の取り扱い等)

第27条 この規定に定めのない事項については、監査法人、顧問弁護士及び監事の意見を聞いて学長が決定する。

(規定の改廃)

第28条 この規定の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附則

この規定は、2007年11月1日から施行する。

2. この改正は、2009年4月1日からこれを施行する。
3. この改正は、2015年4月1日からこれを施行する。
4. この改正は、2016年12月1日からこれを施行する。
5. この改正は、2017年3月1日からこれを施行する。

(様式 1)

誓 約 書

年 月 日

名古屋柳城短期大学

学長 新海 英行 殿

所属 _____

氏名 _____ 印

私は、名古屋柳城短期大学の教職員として、公的研究費等の使用に当り、
下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 公的研究費等は、国民の税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
2. 公的研究費等の使用に当り、当該資金の配分機関が定める規程、使用ルール及び関係法令、並びに本学が定める規程及び取り扱い要領を遵守すること。
3. 全各号に違反して、不正を行った場合は、本学及び配分機関による処分の対象となり、法的責任を負担すること。
4. 公的研究費等の使用に当り、取引業者等の利害関係者との関係において、疑惑や不信を招くことのないよう誠実に行動すること。
5. 教職員は相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めること。

以上

(様式 2)

誓 約 書

年 月 日

名古屋柳城短期大学
学長 新海 英行 殿

住所

氏名

印

株式会社、法人にあつては、名称、代表者氏名及び
主たる事業所の住所

私は名古屋柳城短期大学が実施する公的研究費に係る物品の価格見積、採用決定後の物品納入、検収及び物品代金請求に際し、下記事項を厳守致します。

もし、これらに違反するような事態が生じた場合には、直ちに貴学の指示に従い、貴学に対し一切異議、苦情申し立ては致しません。

1. 私は、名古屋柳城短期大学公的研究費補助金取扱規程並びに公的研究費補助金の管理・運営に関する取り扱い要領を遵守し、不正に関与致しません。
2. 私は、貴学が実施する内部監査、その他の調査において取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力致します。
3. 私は、不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議申し立てを致しません。
4. 私は、貴学構成員から不正な行為の依頼があった場合には、貴学告発窓口に通報致します。